

中央学院大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2015（平成27）年3月31日までとする。

II 総評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学の礎となる日本橋簡易商業夜学校は、1900（明治33）年に実業教育を目的として設立された。中央商業高校を経て1966（昭和41）年に中央学院大学（商学部）を設置し、1985（昭和60）年に法学部を増設、さらには2006（平成18）年に大学院商学研究科を開設し、現在2学部1研究科を擁している。この間、100年以上を通じて、実用商業教育を基本としつつ、幅広く時代の要請をも取り入れた教育を実施し、実業界に多くの人材を輩出している。

大学の建学の精神である「公正な倫理観・社会観の涵養」にもとづきながら、商学部・法学部・商学研究科の教育理念・目標を実現するために理論と実務・実践を融合した教育課程が目指されている。きめ細かい履修指導や各種の導入教育がなされ、学生による授業評価アンケートの実施、研修機会や研究室など研究環境の拡充、施設・設備やキャンパス・アメニティの整備などが適切に行われている。

しかし、問題点も残されている。履修登録単位数の上限、学生による授業アンケート結果の公開と活用、シラバスの精粗、商学部の入学定員に対する入学者数比率の高さ、アドミッション・ポリシーと入学者実態、さらに、教員の教育活動上の能力などの評価が採用および昇任審査に反映されていないことや高年齢化、研究活動がきわめて低調であることなどが指摘できる。また、2006（平成18）年に開設された大学院商学研究科では教育研究課程、教育指導、学生の受け入れ、管理運営や自己点検・評価活動などはこれからの課題となっている。

こうした状況を改善するためには、まず学生の受け入れに関するアドミッション・ポリシーをより明確にしながら、学生の定員管理を厳格に実施することによって、専任教員1人あたりの学生数や在籍学生の過剰傾向を是正しなければならない。あわせて、大学の教育目標に沿った科目群の系統的・体系的な設置と教員組織の整備や的確かつきめの細かい管理運営などが必要となる。

他方で、各学問分野の特性、千葉県という地域特性、現今の社会動向、学生の意識

などをふまえた学部・大学院としての理念・目的・教育目標の一層の点検ないし整理と、それに対応する形での現在の教育課程の見直しや整備、キーコンセプトの広報・PRが望まれる。そしてそのためには、こうした教育理念・目標が学生にどの程度浸透し、また実効性はどのようなものかを確認するための検証ないし評価するシステムを早急に確立することや、教員各自の自覚やマインドを形成し、教員組織体制を拡充することも不可欠であることを視座におき、今後ともなお一層の自己点検・評価が期待される。

二 自己点検・評価の体制

1996（平成8）年7月に「中央学院大学自己点検・評価実施委員会に関する規程」を制定・施行するとともに「自己点検・評価実施委員会」を発足させ、その後、外部機関による指摘もふまえながら教育研究をはじめとする各項目について点検・評価を不断に行っている。また、活動は、3年間隔で定期的に行うものとしている。しかしながら、点検され問題点が明らかになった事項についての対策や対応についての組織的、具体的施策についての取り組みが遅れていることが散見される。また、設置後間もない大学院商学研究科については、自己点検・評価を実施するための独自の規程や組織がまだなく、早急に整備することが望まれる。

今回提出の『点検・評価報告書』は詳細かつ丁寧に記述されており、おおむね的確である。しかしながら、『点検・評価報告書』の記述に散見される、問題点の改善や解決に対する取り組みが、第三者的（「すべきである」とか、「必要がある」等）表現に終始し、具体的な方策や、目標、長・短期的時間設定が欠如している印象を拭えない。また、その表現等が消極的である。特に、「将来における改善・改革に向けての方策」について、目途とする年限が明示されていない項目が多いことは、将来計画に対する具体性を欠き、今後の報告書作成の課題となろう。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

学部としては商学部と法学部の2学部、それに大学院として商学研究科の1研究科、そして図書館、研究所およびアクティブセンター（生涯学習センター）などが設置され、文系の社会科学分野を主たる教育・研究対象とする大学としてその理念、目標等を達成するための組織はおおむね整っている。

しかしながら、社会変化に十分に対応する学部の独自性や研究所との連携による研究支援は、十分な予算措置がなされないため、学部における研究支援のスタッフ等が十分に手当てできない等の問題を生じており、改善が望まれる。

また、商学部ならびに法学部の異なる学問分野に共通する、もしくは、複合的な視

野を育てる目的から、両学部が開設科目を補完し合う制度が必要であるとしているが、その具体的な方策、組織、予算等が検討されておらず、具体化が望まれる。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

商学部では、学部の教育理念である「公正な社会観と倫理観の涵養をめざし、徹底した少数教育を通じて実力と創造力をそなえた有能な社会人の育成」を図るという観点から、商学に関する教育と研究に必要とされる授業科目が配置されるとともに、それらが体系的に履修できるようにカリキュラムを編成している。特に新入生約 15 名と担当教員 1 名からなる通年の必修科目「プロゼミナール」の設置、専門的知識の段階的取得を可能とする選択必修科目のコース別設置（6 コース）、また、国際化に対応するため早期からの英語教育を行うなど、学士課程教育への円滑な移行に必要な導入教育が行われており、商学部の教育目標の達成に向けた教育内容が整備されている。

一方、法学部においても、学部の教育理念を実践するため、少人数教育の実現について努力しているものの、その目玉というべき「専門演習」の 2 割を、兼任教員に担当させており、「専任教員を中心とした学部教育体制を整備する」という目標を達成していない。また、コースの多様化は実現しつつあるものの、基幹科目のコマ数が限られ、かつクラスの指定化によって選択の幅が極めて狭くなっている。その結果としてコースごとの差異がなくなり、各コースの独自性が失われつつある点には配慮を要する。さらに、法学部の配当科目で、J 群は、情報関係の科目と思われる「情報処理論」1 科目が配当されているのみであるが（4 単位・1～2 年配当）、たとえば情報法学（法制）、インターネットと法といった時代の趨勢に即した科目の配当が必要であろう。

2006（平成 18）年 4 月に開設された商学研究科は修士課程のみの研究科であり、完成年度に至っていないが、大学院設置基準を満たし、経営学系列と会計学系列の 2 系列に区分された開設科目など設置目的に適っている。また商学研究科における講義科目は商学部における開設項目と関連づけられて設置されている。

社会人、外国人留学生については、入学者選抜において配慮がなされ、現在、修士課程の在籍者 8 名中、外国人留学生が 5 名、社会人は 2 名となっており、指導教授が勤務時間や能力等に配慮して個別的に指導しているものの、教育上の配慮が制度的になされているわけではなく、改善が望まれる。特に在籍者の過半数を占める外国人留学生は、日本語記述能力等の不足が避けられないため、研究指導にあたっては研究科全体としての組織的な対応が不可欠である。

(2) 教育方法等

商学部では初年次教育を重視し「プロゼミナール」を必修化し、体系的に専門教育

に結びつけている。その後も担当教員がアカデミック・アドバイザーとして卒業まで指導・助言を行うなど、きめ細かい指導体制がとられている。また、少人数教育、国際化を踏まえた語学教育の充実、基礎教育と専門教育の実施・運営のための責任体制の確立が行われ、教育方法への改善が常に意識されている。

法学部においても、プライムセミナー、「基礎演習Ⅰ」などにより初年次の教育・指導をきめ細かく行うとともに、法律学に対する学生の学力水準を客観的に評価するため、法学検定試験の受験を促し、法職特別講座などを通じた指導を行っている。しかしながら、2年次以降の学生に対する履修指導が組織的になされておらず、シラバスに精粗が見られるなどの問題もあり、教育方法の改善に向けて一層の努力が望まれる。また、社会的マナーに通じ、幅広く深い教養と総合的な判断力を培い、豊かな人間性の涵養を目指す人材育成のために、厳格な成績評価を行う取り組みは重要である。しかし、それによる退学者の増加など、時に矛盾しかねないこの要請をどのように調整すべきか、学部においても合意形成には至っておらず、将来の課題であるとしている。

なお、両学部ともに、1年間に履修登録できる単位数が、再履修を含めると50単位を超えており、単位制度の趣旨に鑑み改善が望まれる。さらに、学生による授業アンケートもそのフィードバック、利活用が不十分であり、改善が望まれる。

2006（平成18）年4月に開設された商学研究科では、教育課程の展開ならびに学生に対する履修指導はもっぱら指導教員による個別的な研究指導に依存しているものの学生数が少なく、きめ細かな指導が可能となっている。修士論文指導についても、学生個人々の必要に応じて指導教員個人が適切に指導し、修士論文審査では主査、副査によって構成される審査委員会で評価されることになっている。

なお、教育方法を改善する組織的な取り組みとして、授業評価も含めた形での効果測定と教員へのフィードバックなど、研究科としての定期的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の展開が望まれる。また、指導教授が学部教育も兼担することに伴う過大な負担や予算措置体制など、総合的な目標達成にとって解決すべき課題も残されている。

（3） 教育研究交流

商学部、法学部ともにアジア地域（そのほとんどは中国）からの外国人留学生を多く受け入れている。また、大学に国際交流委員会が設置され、その下で国際交流プログラムとして「外国文化研究」が用意され、隔年でアメリカのメンフィス大学、ニュージーランドのワイカト大学、台湾の淡江大学、韓国の大邱大学への学生の短期語学研修や教員の研究留学を実施している。しかし、財政的な問題や国際交流に係るスタッフなどの問題などもあって全般的に低調であり規模を拡大できていない。今後は、

現地研修や外国人研究者の受入れ体制の充実などによって、より多様な交流や共同研究体制を構築することを期待したい。特に、研究における国際性や専門教育の国際性については、目標達成に向けた努力、現実的な予算制約などをふまえた将来の教育研究交流の見直しが求められよう。なお、国内では、千葉県の他大学との単位互換制度があるものの、利用状況はあまり良くない。

また、商学研究科の理念には国際化・グローバル化が明示されており、研究科独自の国際交流の必要性も認識されているが、開設されたばかりで、それを実施するための予算的措置や体制などが整備されておらず、国内外ともに教育研究交流は低調である。研究科独自の国際交流は、国際レベルの教育・研究を緊密化するにも重要な事項であり、早急に方針の策定や予算措置、組織的体制を確立することが望まれる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

商学研究科は 2006（平成 18）年 4 月に開設されたばかりであり、学位授与者はまだ出ていない。しかし、学位授与に関する学位審査の基準、透明性、客観性を高める措置は講じられており、適切に運用されている。学位授与者がまだ出ていないため、学位授与の状況に授与方針が反映されているかどうかの判断はできない。完成年度に向け、大学院担当教員は、新入生指導のほかに論文指導も加わることから、その負担も大きくなるので、留意されたい。

3 学生の受け入れ

各学部・研究科の理念・目的に応じた適切な学生の受け入れ方針を定め、おおむね公正な受け入れが行われている。

しかしながら、学生の受け入れのあり方全般を恒常的かつ系統的に検証する体制は十分に整備されているとは言えないので改善が望まれる。入試問題のチェックや推薦入試における入学者選抜の実施時期・内容等に関しては、高校をはじめ学外関係者との意見交換などはなされているが、少人数教育と創造力を育てる教育方針に対応する受験生の選抜を目途とするのであれば、たとえば面接等を組み込んだ試験方法の導入も検討されるべきであろう。

また、商学部においては入学定員に対する入学者数比率（過去 5 年平均）が 1.25 と高く、改善が望まれる。さらに、入学定員を若干名としながら毎年相当数の留学生を恒常的に入学させていることによって生じているひずみも看過できない。

商学研究科については、定員が充足できておらず、定員確保へ向けた努力が望まれる。

4 学生生活

学生が学修に専念できるような諸環境の整備はおおむねなされている。

経済支援については、留学生に対するものが中心であるが、独自の支援プログラム等がある。しかし、大学院商学研究科については、開設されたばかりのため制度がなく、今後の課題となっている。また、学生相談室が常設されており、カウンセラー2名ないし1名が常駐し学生の精神的ケアを行う体制が整えられている。

また、就職指導については、学生が自己の目標を早い段階で設定できるようにし、早期からのキャリア教育（いわゆる新入生キャリアガイダンス）やインターンシップ等の充実を図り、各ゼミのガイダンスを実施している。しかし、インターンシップの参加者は少なく、人員不足もありキャリア・アドバイザーが配置されていないことなどから、就職活動支援全体としては必ずしも十分とは言えない状況である。

ハラスメントの防止に関する取り組みについては、2005（平成17）年4月に人権委員会が開設されたばかりであり、今後積極的に活動することが望まれる。

なお、退学者の増加に危機感を持って対応し、2005（平成17）年度には従来の半数にまでその数を減少させた。さらに今年度、学生サポートセンターを立ち上げて、対応の更なる充実を図ろうとする姿勢は大いに期待される。

5 研究環境

研修機会や研究室などは整備され、教員の就業規則においては、出校日数や授業数について、研究活動に専念できる配慮が一応なされている。しかしながら、学生の教育における授業外の生活指導や各種委員会等の業務が多く、また研究費が少ないことなどもあり実態として研究活動を支援する研究環境の整備、予算的裏づけを伴っていない。結果として、研究活動は全体としてきわめて低調である。

両学部ともに、過去5年間、著書・論文等の業績がなく、研究活動が不活発な教員がいること、また、法学部と社会システム研究所において2003（平成15）年度以来、科学研究費補助金をはじめとする外部資金の獲得が皆無であることについては、大学全体として改善に向けた取り組みを行うことが望まれる。

なお、厳しい財政状況の下で、個人研究費を増額したことは評価できるものの、教員1人あたり年間35万円は必ずしも十分な額とは言えない。将来的には、優れた業績に対する評価制度の創設などによって、より活発な研究活動の促進が期待される。

6 社会貢献

公開講座を開催し、それを3つのコースに分けて実施している。それらのコースは、たとえば資格の取得に協力するという実利的な特徴を持ち（いわゆるアドバンスコース）、また、コンティニューイングコースでは、大学に正規に入学することなく、大学の

授業科目を学生とともに学べるという社会人教育を行っている。大学の持つ教育機能と知的蓄積を広く社会に開放し、大学の社会貢献を促進して、大学に課せられた社会的使命を積極的に果たそうとしている。

しかし、年間開設数が59件である公開講座の1講座あたりの平均受講者数は19名であり、受講者数の増加に向けた更なる開拓・宣伝が望まれる。

また、オープンカレッジなど活発な活動が促進される一方で、学生中心のボランティア活動や生活文化賞活動などに停滞傾向も見られ、バランスの取れた社会貢献への強力な支援策が望まれる。

7 教員組織

教員数は大学設置基準を満たしており、学部・研究科の教育・研究を行う上で適切な教員組織がおおむね整備されていると言える。

しかし、大学院の設置に伴って専門科目担当教員の兼務による負担が増大し、商学部では教科間やコース間の教員数にアンバランスを生じている。法学部においても、5つのコース別の配属教員数と学生数にアンバランスがある。また、両学部ともに兼任教員への依存度が高く、少人数教育を標榜する大学として、全学的な調整と改革が必要となろう。

学生の学修活動を支援するための人的支援体制としては、外国語教育や情報処理関連教育には担当職員が配置されているものの、ティーチング・アシスタント(TA)の積極的な活用などの面で不十分な状況であり、さらに整備していくことが望まれる。

また、両学部ともに「教員の教育・研究活動についての評価方法と、その有効性および教員選考基準における教育・研究能力・実績への配慮の適切さを確保し、適格な運用が図られることを目標とする」としているが、具体的な評価方法は現在検討中であり、早期に具体化することが望まれる。

8 事務組織

大学の事務組織は、「中央学院大学事務局事務分掌規程」に基づき、各部署が担当する事務を確実に担当し、その教育・研究活動を支援するという機能はおおむね適切である。しかしながら、事務組織の複数部門が関与する業務の流れを調整する機能が働いていないことが業務の硬直化を招いていることがうかがえる。

夏季休暇中に事務組織内部で研修会を実施していたが、近時実施されていない。研修会を再開し「自己点検・評価」に求められる問題解決を目指して、改革改善に取り組むことが望まれる。また、一部部局（たとえば、総務部や財務部）が法人組織と大学組織を兼担し、未分離の状態である。

9 施設・設備

校地面積、校舎面積については、大学設置基準上必要とされる面積の2倍以上のゆとりがある。研究室、教室稼働率（44%）、講義室、演習室、実習室、自習室、体育館等の状況からしても、学部・研究科の教育・研究を行う上で、十分な施設・設備の整備がなされていると言える。

なお、大学全体としての防災対策も考慮した危機管理体制の構築、施設のバリアフリー化が計画どおりになされることが望まれる。

10 図書・電子媒体等

大学の図書館の施設・設備や管理運営などの面では教育・研究支援機能はおおむね実現されている。ただ、蔵書の約半分が社会科学系図書である点を考慮しても、蔵書数が全体で25万冊というのは文部科学省「平成17年度学術情報基盤実態調査」による私立大学の平均蔵書数303,586冊を1割以上も下回っている。特に学術雑誌等については、研究支援の面からも補強が必要である。また、法律と経済の蔵書数比率は高く、質的体系の整備は十分であるとしているが、貴大学では、いわゆる全人教育の徹底を主眼におき、人文科学や自然科学を積極的にカリキュラムへ取り入れている以上、社会科学系蔵書以外の蔵書数も軽視してはならない。

なお、図書館の学外開放については、我孫子市民図書館から紹介のあった利用者を主たる対象として許可しているが、セキュリティ面に配慮しながら将来的には更なる地域開放策の検討が望まれる。

11 管理運営

学長・学部長の選任や意思決定など管理運営における諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方が明示されるとともに、おおむね適切な管理運営が行われている。

また、教授会のほか、学長の諮問機関として、学部長会や各種全学委員会その他の委員会が存在し、『点検・評価報告書』の記載によれば、それぞれの機関の役割が分担されており、最終的に教授会の審議に付されているものとみることができるが、その内容や職掌分担の関係に関する規程を整備していく必要がある。

12 財務

中・長期の教育研究計画に対して、内部留保の増加を長期財政計画の重要課題に設定し、学生生徒等納付金収入をはじめとする帰属収入の確保と効率的な予算配分を目標としている。

教育研究条件の改善を進める一方、一般的経費の節減に努め、2005（平成17）年度

には新たに施設設備等拡充費引当特定資産を設定して積立を開始している。

施設・設備の積極的な整備を自己資金で賄ってきたことにより、財務比率の悪化ならびに要積立額に対する金融資産の充足率（『大学評価ハンドブック』資料12参照）の低下を招いている。特に、2002（平成14）年度と2004（平成16）年度は消費収支が大きく悪化し、2005（平成17）年度において帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合は181.1%となり、さらに2006（平成18）年度は192.1%と悪化傾向にある。

施設・設備の充実は、2004（平成16）年2月竣工の法人100周年大学記念館をもってひとつおりの完成をみているが、『点検・評価報告書』にあるように、臨時的定員の恒常化による入学定員の減少から、定員を確保しながらも学生生徒等納付金収入の減少を主要因として帰属収入の減少が続いている。教育研究経費比率が高いレベルにあることは評価できるが、他大学との比較では余裕のあった人件費関係比率も悪化傾向に入っている。今後は収容定員の安定確保（退学者の防止なども含む）と外部資金の増収を図るとともに一層の経費節減に努め、主要な財務比率（消費支出比率、自己資金構成比率、流動比率）の改善に留意することが望まれる。

監事および公認会計士（または監査法人）による監査については適切に行われており、監事による監査報告書には、学校法人の財産および業務に関する監査の状況が適切に示されている。

1.3 情報公開・説明責任

おおむね3年ごとに自己点検・評価報告書をまとめホームページ等で公開している。しかし、ホームページを見ると、情報公開や説明責任に関する情報の掲載場所がわかりにくく、容易にアクセスすることができないので、改善が望まれる。

成績評価に関する情報開示については、「成績調査申請取扱要項」に定め、組織的にその要求に応えていることは評価できる。

財務情報の公開については、大学ホームページに財務三表を掲載し、広く社会一般に公開している。また、「学報」に財務三表を掲載し、教職員、学生、保護者に配付している。今後は、貴大学に対する一層の理解を得るため、事業内容等と符合した解説を付けるなどの工夫が求められる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 商学部では、入学式直後に教員全員が参加して1泊2日の学外ガイダンス「ブライムセミナー」を実施し履修指導を含む総合的な学科教育を理解させるための指導を行うなど、初年次教育に重点を置いている。また、少人数クラス編成の通年の必修科目「プロゼミナール」を設置し、大学生活に関する基本的な内容、文章作成能力、プロゼミ内でのプレゼンテーションを通じたコミュニケーション能力等のスタディスキルの基本的な育成などをはかるとともに、その担当教員が「アカデミック・アドバイザー」として4年間にわたって指導・助言を与えるなど、きめの細かい指導体制を採っており、高く評価できる。

二 助 言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 商学部、法学部ともに、1年間に履修登録できる単位数が、再履修を含めると多いため、単位制度の趣旨に鑑み改善が望まれる。
- 2) 商学部、法学部ともに、学生による授業アンケートを全教員の担当科目について実施しているものの、その結果は公表されず、個々の教員レベルの利用にとどまっている。学生へのフィードバック、ホームページを通じた公開などの検討、授業改善などに向けた組織的FD活動への利活用などが強く望まれる。
- 3) 法学部のシラバスは、科目によって相当な精粗が見られ、記載内容の質と量を標準化・均一化するとともに、意義と役割を周知徹底し改善することが望まれる。

(2) 教育研究交流

- 1) 両学部をとおして、国際交流委員会の下で、長期・短期にわたる在外研修国際交流の推進が模索され、さらに、共同研究、学生の交流等も含めて積極的な交流推進が意図されているようであるが、財政的な問題、スタッフの問題などで必ずしも達成されていない。教育・研究の国際交流の活性化の実現に向け、国際交流委員会が実質的に機能するよう改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 入試問題のチェックや推薦入試における入学者選抜の実施時期・内容等に関しては、高校をはじめ学外関係者との意見交換などがなされているが、学生の受け入れのあり方全般を恒常的かつ系統的に検証する体制は十分に整備されているとは言えないので改善が望まれる。
- 2) 商学部の入学定員に対する入学者数比率（過去5年平均）が1.25と高いので、

改善が望まれる。

3 学生生活

- 1) 学生の就職指導では就職課が担当し、就職ガイダンスなど組織的に取り組んできているが、人員不足もありキャリア・アドバイザーが配置されておらず、企業インターンシップの参加者も少ない。就職活動戦略の組み立てなどの点で必ずしも十分とは言えない状況であり、改善が望まれる。
- 2) 2006（平成 18）年 4 月に開設された大学院商学研究科の学生に対する経済援助の方策を早急に検討する必要がある。
- 3) ハラスメント防止関連については、2005（平成 17）年 4 月に人権委員会が開設されたばかりであり、小冊子などを作成・配付しているのみである。今後積極的に活動することが望まれる。

4 研究環境

- 1) 提出された資料によると、過去 5 年間に著書・論文等がなく、研究活動が不活発な教員がいる。研究活動の活性化に向け、大学全体として組織的に取り組むことが望まれる。
- 2) 法学部、社会システム研究所においては、科学研究費補助金、政府等からの研究助成金、民間からの研究助成金、受託研究費、共同研究費等々の獲得が、2003（平成 15）年度以来ゼロの状態が続いている。今後、外部資金獲得に向けての取り組みを強化することが望まれる。

5 施設・設備

- 1) 施設のバリアフリー化が不十分であり、改善に向けた中・長期計画の策定はあるようだが、早期に実施することが望まれる。

6 財務

- 1) 『点検・評価報告書』で金融資産に関する詳細な比較分析がされているが、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が急激に悪化し、2006（平成 18）年度には 192.1%に達している。この間の設備投資も予定のことではなかったはずであり、すみやかに主要財務比率（消費支出比率、自己資金構成比率、流動比率）の改善に向けた取り組みが必要である。

以 上

「中央学院大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」について

貴大学より2007（平成19）年1月25日付文書にて、2007（平成19）年度の大学評価ならびに認証評価について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（中央学院大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の学部・研究科等の設置状況に応じて編成した分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は中央学院大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、9月4日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月31日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「中央学院大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を充たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として 2011（平成 23）年 7 月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

中央学院大学資料 1—中央学院大学提出資料一覧

中央学院大学資料 2—中央学院大学に対する大学評価のスケジュール

中央学院大学提出資料一覧

調書

資料の種類	資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における主要点検・評価項目記載状況	

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	2006入試ガイド 入学試験要項 AO入試要項 平成18年度推薦入試出題資料 2006年度【編入学生】入学試験要項 2006年度【外国人留学生・海外帰国子女】入学試験要項 平成18年度商学研究科修士課程学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	CGU 2006 Guide Book 2006 CAMPUS GUIDE CHUO GAKUIN UNIV. Campus Guide Chuogakuin Univ. 留学生用 オープンキャンパス2006 CGU style[中央学院大学・商学部] CGU style[中央学院大学・法学部] 大学院商学研究科修士課程 学報94号 学報95号 商学部報48号 商学部報49号 法学部報23号
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法を具体的に理解する上で役立つもの	2006年度商学部商学科学生要覧 2006年度法学部法学科学生要覧 2006年度商学部商学科講義要項(シラバス) 2006年度法学部法学科講義要項(シラバス) 2006年度大学院商学研究科学生要覧 Compass 2006(商学部) 基礎演習Iテキスト2006年度版(法学部)
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	2006年度商学部商学科講義時間割 2006年度法学部法学科講義時間割 平成18年度大学院商学研究科時間割兼履修届
(5) 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	学則 大学院学則
(6) 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	商学部教授会規程 商学部教授会運営要項 法学部教授会規程 法学部教授会運営要領 合同教授会規程 合同教授会運営要領 大学院研究科委員会規程
(7) 教員人事関係規程等	人事運営基準規程(学校法人中央学院) 人事規程 専任教員の資格に関する規程 専任教員の採用及び昇任に関する手続規程 商学部専任教員の採用及び昇任に関する規程 商学部専任教員の採用及び昇任に関する実施要領

資料の種類	資料の名称
	昇任選考審査基準点数表(商学部) 昇任人事審査投票用紙(商学部) 法学部専任教員の採用及び昇任に関する規程 法学部専任教員の採用及び昇任の手続きに関する運営要領 教員定年取扱内規(学校法人中央学院) 非常勤講師の委嘱に関する規程 (8) 学長選出・罷免関係規程 学長候補者選出に関する規程 (9) 自己点検・評価関係規程等 自己点検・評価実施委員会に関する規程 (10) ハラスメントの防止に関する規程等 人権委員会規程 (12) 寄附行為 学校法人中央学院寄附行為 (13) 理事会名簿 役員任期一覧 (11) 規程集 学内関係規程・内規等 (14) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書 平成13年度～15年度実施自己点検評価報告書 専任教員の教育研究業績一覧【自己点検・評価報告書・第三巻別冊】 (15) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット 社会システム研究所(ホームページ) アクティブセンター オープンカレッジ春期講座のご案内 オープンカレッジ秋期講座開講 社会システム研究所紀要 (16) 図書館利用ガイド等 LIBRARY GUIDE (17) ハラスメント防止に関するパンフレット 学生の皆さんへ(人権侵害とセクハラの話) (18) 就職指導に関するパンフレット 就職活動応援BOOK (19) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット 学生相談室のごあんない (20) 財務関係書類 平成13年度決算書(含監査報告書) 平成14年度決算書(含監査報告書) 平成15年度決算書(含監査報告書) 平成16年度決算書(含監査報告書) 平成17年度決算書(含監査報告書) 平成18年度決算書(含監査報告書) 学報(平成13年度決算報告掲載分) 学報(平成14年度決算報告掲載分) 学報(平成15年度決算報告掲載分) 学報(平成16年度決算報告掲載分) 学報(平成17年度決算報告掲載分)No.94 平成17年度事業報告書(学校法人中央学院ホームページURLおよび写し) 財産目録(学校法人中央学院ホームページURLおよび写し)
追加提出資料	学校教育法第58条の改正に伴う新たな教員組織の整備について 表19教員組織(平成19年5月1日現在)

中央学院大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2007年	1月25日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月10日	第1回大学評価委員会の開催（平成19年度大学評価のスケジュールの確認）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月5日	第440回理事会の開催（平成19年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月16日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月17日 ～23日	評価者研修セミナーの開催（平成19年度の評価の概要ならびに主査・委員が行う作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月27日	大学評価分科会第22群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月31日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	11月13日 ～14日	第3回大学財務評価分科会の開催
	11月25日 ～26日	大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	12月9日 ～10日	第2回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2008年	2月15日 ～16日	第3回大学評価委員会の開催（貴大学から提示された意見を参考に「評価結果」（委員会案）を修正し、「評価結果」（最終案）を作成）
	2月29日	第445回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を評議員会に上程することの了承）
	3月11日	第99回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）